

# 宇部市第1回子ども・子育て審議会

日 時：平成26年6月26日（木）16時～  
会 場：宇部市総合福祉会館4階 大ホール

## 【議 事】

(1) 宇部市子ども・子育て支援事業計画策定のエリア設定について

### ○会長

それでは、よろしくお願ひします。今年度から委員が3名ほど交代されましたので、また新しいご意見をいろいろ聞かせていただけたらと思ひています。よろしくお願ひします。

さっそく議事に入ります。議事の1番。宇部市子ども・子育て支援事業計画策定のエリア設定についてですが、事務局から説明をお願ひします。

### ○事務局

それでは議事1番、エリア設定について説明をします。

前回、この3月開催の本審議会において、市の総合計画等におけるエリア設定を参考に、宇部市では市域、宇部市内を5つの地域に分けて計画を考えたいと事務局の側から第1次の案としてお示しをさせていただいたところではあります。

国は、市が定める子ども・子育て支援事業計画におけるエリア設定を、そのエリア設定に基づく幼稚園や保育園の需給バランスを見ながら設定をすると示してまいりまして、宇部市では5つという形でご説明をさせていただいたところではあります。

しかし案を提示した前回の審議会においても、委員の方々からエリア内での需給バランスがとれている場合、幼稚園の認定こども園への移行はどうなるのかとか、エリア内の施設でしか、お子さんは幼稚園や保育園が利用できなくなるのではないかとのご意見をいただきました。

また、本審議会の提示以後、市内の幼稚園、また保育園の会合においても、宇部市域を5つのエリアに分けるという案を提示しましたが、それぞれの会合の中においても、保育園には親の送迎があり、また幼稚園においては基本、園バスがある。特に幼稚園においては、それぞれの園の中での園風といいますか、園の特徴がある中で、エリアを分けられての対応では利用者が希望する施設が利用できなくなる可能性があるのではないかとのご意見をいただきましたところではあります。

これらをもとに、本市においても、利用者にとって、また施設にとってもエリア分けをするメリット、デメリットを考慮し、教育・保育の提供施設については、前回5つでお示しをさせていただいたところではあります。市内全域をまず1つの市域で考えることとしました。

区域を1つとするところで、1つあたりの区域面積は広くなります。自宅から利用施設までの移動距離が長くなる可能性もございります。しかし先程も言いましたように、幼稚園や認定こども園については、基本、園バス等もありますし、また幼稚園や認定こども園については、元々保護者自身が施設を選び、その利用の契約をする直接契約の施設です。

また入所を市が調整をする保育園においても、保護者の希望や送迎手段等を聞き取った上での入所の調整をしております。利用者にとっては、これまでと大きく変更するものでもなく、利便性が低下するものではないと考えているところではあります。ただ、今後においても、市域において、区域ごとに未就学児人口の動向の把握を続け、施設やサービス提供体制の整備の際には、そういったエリアなども参考に、その根拠となる資料として活用を続けたいと思ひています。最後に、あらためて事務局からの提案を繰り返しますが、前回、エリア設定につきまして、市内を東部、西部、北部、南、そして中心市街地の中央部という形で、市内の5つの地域に分けてエリア設定をし、その中での需給バランスで幼稚園や保育園、認定こども園等を考えていきたいと提示をしたところではあります。先程言いましたご意見等を受けまして、宇部市では幼稚園・保育園は市域全体で一つのブロックとして考えていくとしたところではあります。以上です。

### ○会長

ありがとうございました。それでは皆様から、何かご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。ございませんでしょうか。ないようでしたら、次に移らせていただきますが。

#### ○事務局

先程言いましたように、事務局としては、デメリットはないものと考えて市域全体を1区画にさせていただきたいと考えましたが、何かご意見等あれば、お聞かせいただければと思います。前回5区画と提示しましたが、いろいろご意見をいただいた上で、確かに保護者の送迎や園バス等の活用ということが現実にありますので、逆に区画分けでこちらのほうにしばりかかかってしまったり、また行政や施設がそのブロック内での調整に固執するかのよう利用する側から誤解される恐れもあるということから、考えを見直したのですが、何かそれについてご意見等あれば、お聞かせいただきたいのですが。

#### ○会長

実際に幼稚園・保育園に通っておられるお子さんをお持ちの保護者の方、いかがでしょうか。

#### ○委員

うちも幼稚園に今年度から通わせております。実際、小学校区域の幼稚園・保育園のほうが、小学校に上がってからお友達がいらっしゃるからいいということと言われる方もいらっしゃるんですけども、やはり園によって特性がかなりありますので、うちも中央部に住んでおりますけれども、なかなか自分の生活のニーズに合った園がなくて、校区外のところに通わせておりますので、市全体で考えていただけるのは、大変ありがたいし、いいことだと思います。以上です。

#### ○会長

ありがとうございました。幼稚園、保育園側としてはいかがでしょうか。

#### ○委員

私のほうの保育園では、今、5つぐらいの校区から子ども達がきています。遠いところでは東岐波や、管外になりますけれど山陽小野田市からも。ということで、いろんなところから来るということも含めて考えれば、こういう考え方もありかなというふうには考えております。

#### ○委員

私どもの幼稚園連合会のほうで先般、こども福祉課課長に来ていただいて、各幼稚園の理事長、園長が区域分けの話もいろいろ聞きました。その中でやはり、先程事務局のほうから話がありましたように、それぞれの園がスクールバスを出しておまして、それも地域がちょっとずれたようなところにたくさん子どもさんがいたりということも実際にあります。本来なら最初にあったように、校区内の幼稚園・保育園というのが理想だと思いますけれども、今現在、やはり子どもだけではない、お母さん達のつながりということで園を選ぶというようなことも、ずいぶん多いようですので、そういった意見がたくさん出ておりましたのも事実です。

よその市町の話聞いてみましても、やはりこのぐらいの人口の場合には、あまり区域を分けずに、全市が一つになったほうがいいのではないだろうかというようなお話も出ておりましたので、我々としても、今回の決定には賛成をしたいというふうに思っております。

#### ○会長

ありがとうございました。他に皆様からご意見はございませんでしょうか。市内1ブロックと考えるということは、全幼稚園・保育園対象ということになりますので、お母さん方も自分の子どもに多様性をというのを考えることができるわけですよ。仕事をもった

お母さんだったら仕事の近く、または家の近く、それぞれ選べますので。前の審議会のときの5つのブロックよりは進歩したかと思っております。以上、よろしいでしょうか。

## ○事務局

最後に学童保育だけは、当該校区、小学校から日頃はお子さんが歩いて学校のところの会場に通われるということを考えて、前回の審議会でお示したようにその提供区域は、小学校区ごとといたします。

## ○会長

はい、ありがとうございます。皆様からご意見ございませんか。なければ次に移ります。議題2番の宇部市子ども・子育て支援事業計画骨子案について、事務局から説明をお願いいたします。

### (2) 宇部市子ども・子育て支援事業計画骨子案について

## ○事務局

それでは引き続きまして、私のほうから説明をさせていただきます。資料としましては、今日の配布資料、カラー刷りのA3版で「宇部市子ども・子育て支援事業計画 骨子イメージ」と合わせて、前回お送りしております資料「宇部市子ども・子育て支援事業計画骨子案」の2つを使いまして、説明をさせていただきたいと思っております。

まず宇部市子ども・子育て支援事業計画です。これはこの審議会において審議をさせていただきまして、宇部市として策定する計画です。これは子ども・子育て支援法で各自治体で作成するように法で定められている計画で、5年間の計画期間における幼児期の学校教育、幼児教育と保育、それと地域の子育て支援についての需給計画、ニーズ量と供給量の計画を立てることとなっています。そのニーズ量と供給量につきましては、A3版の紙の左手の下から2段目、「『子ども・子育て支援事業計画』について」に書いてありますが、この計画は幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画を立てること。そして計画策定の際は、子どもと保護者の置かれている環境や意向等を勘案することということで、平成25年、昨年度ニーズ調査を実施したところです。ニーズ調査にあたっては、現在の利用状況だけではなく、今後利用を希望される、そういった状況も含めて調整をし、ニーズ量というものを算出しました。この計画においては、このニーズ量と、そして今後の供給量を提示をしていく。計画的な整備を図っていくという計画です。

それと合わせてですが、平成27年3月、来年の3月末までの時限立法であった次世代育成支援対策推進法を、10年間延長するという内容の法律がこの4月に成立したところです。

ですから、全国の自治体は、この子ども・子育て支援事業計画と合わせて、この次世代法に基づく計画も策定する必要が出てまいりました。ただ、この次世代法に基づく計画は、一応任意とはなっていますが、宇部市としては、通称、子どもすくすく条例中にも、宇部市は行動計画を策定して、計画的に施策を実施していこうと定めておりますので、この次世代法が延長されたことを受けまして、次世代法の計画、子育てプラン・うべを引き継ぐ形で、この事業計画に盛り込んでいきたいと考えています。

それでは引き続き、骨子のイメージについてご説明をさせていただきます。

今現在、子育て家庭を取り巻く環境の変化ということで、家族においては未婚率の上昇、平均初婚年齢の上昇、また核家族世帯の増加、また暮らしにおいては昨今の景気の動向、そして価値観の多様化。また働き方については女性の社会進出や共働き世帯の増加。そういったさまざまな条件が入り交じり、それぞれの家庭ごとにニーズが複雑化してきているところです。

それを受けて宇部市では、この子ども・子育て支援事業計画と合わせ、子育てプラン・うべを継承した形で計画を策定し、先程言いました幼児期の教育と保育の子育て支援の充実だけではなく、さまざまな子育て支援の施策も盛り込んだ計画を立てようと考えています。

それでは子ども・子育て支援事業計画の中身についてご説明をさせていただきます。

まず目標としましては、少子化対策、また子育て支援、子育て家庭の支援といいまして

も、まずは子ども達が健やかに生まれ育つ環境づくりをしていく。そうすることが、それぞれの子育て家庭を支援すること。ひいては少子化対策にもつながるものと考えて、「次代を担う子ども達が健やかに生まれ育つ環境づくり」を、子育てプラン・うべにおいて、目標として掲げてきたところです。

そして子育て支援をする上での基本的な視点としましては、6つ視点を設けております。まず子どもの視点の尊重。子どもの利益を最大限に配慮する。これはこのたびの子ども・子育て支援事業計画においても、子どもの最善の利益が実現される地域社会を目指すべきものとして、事業計画が位置づけられておりますので、それと合致するものです。

それと子育て意識の高揚。子育てを支援するだけではなく、昨今の核家族化、また近辺に身寄りのない、ご親族のいらっしゃらないご家庭が多い中で、親育ちの取組みも進めていきたいと考えているところです。そして子育ての楽しさというのを、それぞれ子育て世帯の親御さんにも実感をしていただきたいという視点も持っております。

それと3番目が子ども達の自立への支援ということで、子ども達自身が自立した生活を送れるよう、単なる守るべき対象としてではなく、子ども達自身が自立した生活を送れるように支援をしていくという視点も設けています。

それと男女共同参画の視点。働き方、その他、社会生活において男女が互いに協働できる取組み。特に家庭内において男性・女性、互いに尊重しあい協働できる取組みについての視点も取り入れております。

そして社会全体によるすべての子育て家庭への支援ということで、それまで子育て家庭と行政の1対1での支援する側、される側という関係性から、すくすく条例にも現れております子ども、そして子育て家庭を取り巻く全ての方々の役割、そして責務。そういったものを明確にしまして、社会全体で子育て家庭を支援していこうという視点を盛り込んでいるところです。

それと、最後6番目につきましては、これは次世代以降の後期計画から盛り込んだものですが、仕事と生活の調和の実現。よく言うワークライフバランスの取組みについても、その視点をもって施策に取り組んでいこうとしています。

そしてその次の二重カッコで囲んであるもの。これが実は子ども・子育て支援事業計画の芯になるところでございます。子ども・子育て支援事業計画は、本来はこの二重カッコの中のものを決めていく、または盛り込んでいくという計画でございます。平成27年4月から始まります子ども・子育て支援新制度については、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供ということで、保育園と幼稚園の機能を合わせ持つ認定こども園制度の充実が盛り込まれています。また都市部の待機児童の解消、また農村部といいますか、人口の少ない地域での幼稚園・保育園がないようなところでの、保育の確保、保育機会の確保等をねらいとしてあげられています。

その他、地域の子ども・子育て支援の充実を図っていくという、この3本が支援制度のねらいとしてあげられています。

そして事業計画の中で盛り込むべきものとしましては、教育・保育提供区域の設定。これはエリアの設定のことですが、宇部市では先程説明させていただきました通り、市全域を1区域で考えていきたいと思っております。ただし地域学童保育事業のみ小学校区、24校区を基本に考えています。

2番目としまして、教育・保育量の見込み、そして提供体制の確保ということで、この計画は5年間の計画です。今後、平成25年に実施しましたニーズ量の調査をもとに、そのニーズ量とそして幼稚園・保育園の供給量のバランスを見ながら、全ての子どもが望むべき幼児教育の提供施設、また保育の提供施設を利用できるような体制をとっていくということで、そのニーズ量の推移、この5年間の推移と合わせて、その需給バランスに差がある場合には、その差をどのような形で埋めていくか。いつ、どのような形で埋めていくかということに記載することにいたしましたものです。

3番目につきましては、地域子ども・子育て支援事業量の見込みと提供体制の確保ということで、幼稚園、保育園以外に、地域においての子育て支援事業、そこに例示もしていますが、子育て支援の拠点事業、妊婦健康診査、こんには赤ちゃん事業、一時預かり事業、延長保育事業、病児病後児保育事業、地域学童保育事業などの事業についても、種類ごとに、そのニーズ量および提供体制の確保の計画を立てることとなっております。

この二重カッコが本来の子ども・子育て支援事業計画の内容です。

それと合わせて、次世代育成支援行動計画の性格を盛り込むということから、宇部市として今、子育て意識の高揚や地域における子育ての支援、母性及び乳幼児等の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、安全の確保や要保護児童への対応、そして子育てを支援する生活環境の整備。前回の後期行動計画では、以上の4つをテーマにしまして、それぞれ全庁的に子育て支援に取り組んできたところです。今後も後期の計画を、振り返り、検証しながら、新しい子ども・子育て支援事業計画のほうに盛り込んでいきたいと考えています。

そしてどのような形になるかというのが、こちらのホチキスで止めてある骨子案です。まず計画の策定にあたってということで、この事業計画の位置づけを記載をしています。

この中で、この計画はどのような趣旨であるかということ、子ども・子育て支援法第61条により、策定が義務づけられた計画であるということ。あとこの計画の目的、そして位置づけ。それと計画の基本理念や目標について記載をします。

それと合わせて子どもを取り巻く社会の動向というものも、この計画を考える上で必要になりますので、社会の動向、要は子ども、そして子育て家庭を取り巻く環境の背景を、記載します。これについては、できる限り宇部市内の状況を書きたいとは思いますが、内容によっては県、または全国的な状況を記載させていただきます。

そして6ページの第3章において、子育てプラン・うべの評価をして、今後の取り組むべき課題について挙げています。

第4章が先程も言いました本事業計画の柱になるべきところです。なお1箇所訂正をさせていただきます。7ページの四角囲みの記事の⑥番。「本市の場合は、市内8の小中学校区のうち」と書いてありますが、これは8ではございませんで24ですので、訂正のほうをよろしく願います。

そして第4章の中で先程も言いました教育・保育提供区域の設定、そして8ページ目からは教育・保育量の見込みと提供体制の確保ということで、記載の形式としては、これは国が提示しているのですが、年度ごとに、そして区分ごとに、何年に平成27年の1号認定、2号認定、3号認定、それぞれの方々のニーズ量、また供給量を数値で掲載します。

そして10ページ目になりますと、これは地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保です。今こちらに載っていますのは、今現在、国が示しているものを掲載をさせていただいていますが、これについては、また宇部市内の状況、また宇部市等で実際にやっている企業について、またピックアップをして掲載させていただくようになります。

その子ども・子育て支援事業の掲載が13ページまでありまして、最後に教育・保育の一体的提供や教育・保育の推進に関する体制の確保ということで、認定こども園の普及にかかる基本的な考え方等も、こちらのほうで掲載をします。

そして第5章については、今現在あります子育てプラン・うべを引き継いだ形で行動計画を記載をします。以上、かなり簡単にではございますが、宇部市子ども・子育て支援事業計画の骨子案につきまして、そのイメージと計画書のイメージができればと思って、骨子案についてご説明をさせていただきました。事務局からの説明は以上です。

## ○会長

ありがとうございました。大まかな説明で、なかなか理解するのに難しいかなという点もありますけれども、皆さんからのご意見、ご質問等ありましたら、願います。

## ○委員

初めて参加させていただきました。小児科をやっております、ちょっとこの事業計画の中で、私達小児科の医療の分野も、かなりがんばっているんだということが、なんか漏れ落ちているのか、私達のアピールが足りないのかと思ひまして、少し追加していただければと思います。

まず真ん中の四角囲みのところの健診事業ですとか、こんにちは赤ちゃん事業という中で、私の感覚では乳幼児健診事業が窓の中に含まれるのかなと思いますけれども。私達小児科医は乳幼児健診を起点として、子ども・子育てにがんばってるつもりです。特に1カ月健診においては、産後うつの間診表を使いまして、母子のメンタルヘルス支援について

寄与しています。できたらこれも、次の計画の中に盛り込んでいただけたらなと思います。

それからもう一つ、子ども医療という面を通じてもかかりつけ医として、あるいは幼稚園・保育園ですと園医として、それからもう一つ医療の分野ですと休日夜間救急診療所に対して宇部市は、大学病院を含めて医療の面で、他の市町に比べて非常に充実しているんじゃないかなと思っています。園医活動をもう少し子どもも活発化させて、この計画の中に積極的に参画させていただけたらなと思っています。

あともう1点、この新制度のねらいの黄色の部分に質の高いというのを1番にここにあげられているにも関わらず、国のまとまった調査というのは、あくまでも数が多いですね。数を満たしているかということ。

子どもは、いつも患者さんを通じて、市の幼稚園、保育園の現状をお伺いしますが、数が満ちていればいいという問題ではないんじゃないかと思っています。この質が最近問われているのではないかなと。これはきちんと評価して、たとえば保育中の事故って、けっこう見聞きすることが多いんですが、こういったものが市のほうで実態をつかんでいらっしゃるかと思えますけれども、かなりリスクの高い骨折ですとか、外科的処置をするようなものを私達がいま見ます。そういったようなことを含めて量だけでなく、質の充実ということも、ぜひこのアンケート調査に盛り込んでいただきたいなと考えております。以上です。

### ○会長

ありがとうございます。これに対して、いかがですか。

### ○事務局

今、委員さんの言われたのはごもっともだと思います。ただ載せる場所としまして、今、実は行動計画を最後に一番右側に載せております3番目に実は母子と乳幼児の健康についての章を設けようと思っています。

先程言われた乳幼児の健康診査等は、当然、前回作ったのが5年前の計画ですので、それから始まっていることでありますが、全庁的にそういったテーマ別にその事業をピックアップして行って、そこに肉付けをして掲載をしていきたいなと思っています。

ただ、この真ん中の部分につきましては、これはちょっと国の報告事項と重なってくる場所です。これについては、この「など」というのが、やはり13ほど事業がありまして、国のほうがもう地域子ども・子育て支援事業というのは、この13事業という形で、今、掲載されていますので、それについては、ちょっと掲載するのがなかなか難しいかなと思っています。

ただ、先程言いましたように、今言われたことはごもっともなことでございますので、行動計画等、健康のテーマの章立てのところでは対応としては盛り込んでいけるかと思っております。

それから先程の質の高いというところ。これも今後、当然事故があったらこちらのほうにも報告があがってくる部分もございしますが、先生方が知ってらっしゃるものと、子どもにあがってくるものとは経路も違いますし、もしかしたら程度も違ってくるのではないかと思っています。ただ数のことだけではなくて、実際に質の部分、保育内容や幼児教育の提供内容等も含めて、どういう職員体制であるのか、どういう環境であるのかということも、このたびは市の制度の中では運営を考える上で、基準としてあがってきているところなので、そういうことも含めて考えていけたらと思っています。ありがとうございます。

### ○会長

よろしいでしょうか。

### ○委員

ワークライフバランスということを6番であげているが、これは当然、男性も女性も、父親も母親もということでの考えかと思えますけれども。たとえば宇部市では市職員の方々がこういうことを進めてらっしゃるので、父親の育休、男性の育休の取得率というの

は高いのかなど、そういうところが気になります。ワークライフバランスとおっしゃるんだったら、非常にこれ、民間の企業では難しいと思うんですね。ぜひ宇部市自らが、まずは育休取得率、こういうところから一歩進んでいただけたらと思っています。

#### ○会長

ありがとうございます。企業での育休というのは、なかなか取るのが難しいと聞いています。何カ月も育休をとってしまうと、帰ってきた時に席がないというふうな感じも見受けられますので、本当に市役所の中から、まずがんばって育休を取得をできるようにしていただけたらなと思っています。他にご意見、ございませんでしょうか。

#### ○委員

この新事業計画の中にニーズ量というのが入っていくというふうになっているんですけれども。このあたりの数値というのは、前回の調査の結果で入れられるんだろうとは思いますが、今後、ちょっと見直していくというような予定はあるんでしょうか。

#### ○事務局

今のところ、この計画について出ている考え方の整理としては、5年間の計画なので、25年度に取ったニーズ量と、推計の児童人口が一つ基準になります。

ただ、今後これが5年間だけで終わる計画とも思っておりませんし、適宜意向調査、またはこの計画とは別に、また私どもの施策の上でも、いろいろなさまざまな機会をとらえて、市民の方々のご意見をいただくことがあるかと思っておりますので、その機会をとらえて、意向についても確認をしていきたいと思っております。

#### ○会長

よろしいでしょうか。他にございませんか。それでは、ないようですので、次の3番目、子ども・子育て支援新制度に係る条例の概要について、事務局、お願いいたします。

#### (3) 子ども・子育て支援新制度にかかる条例の概要について

#### ○事務局

議題の3、子ども・子育て支援新制度に係る条例の概要について説明させていただきます。資料といたしましては、事前に配布しております子ども・子育て支援新制度に係る条例の概要について、A4、2枚のホチキス止めをしている資料と、本日配布しております条例の骨子案、A4、8枚をホチキス止めしております資料を利用して説明をさせていただきます。

まず事前に配布しておりました資料に沿って説明させていただきます。

すべての子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」の実施を予定しているところです。

子ども・子育て支援新制度の主な内容等につきましては、資料のほうにも載せておりますが、本日「子ども・子育て支援新制度 なるほどBOOK」というパンフレットをお配りしておりますので、帰られて、またご覧になっていただければと思います。

資料の2ページ目になりますが、子ども・子育て支援新制度の実施に向けては、新制度における施設や事業の整備及び運営に関する基準や、新たな給付制度の対象となる施設や事業の運営に関する基準について、国が定める基準を踏まえて、自治体ごとに条例で定めることとなっています。

本市としても、新制度が開始される予定であります平成27年4月に向けて、宇部市子ども・子育て支援事業計画を策定するとともに、さまざまな条例、規則の整備が必要となってきます。

今年の秋には、新制度が開始する27年度の幼稚園、保育園、認定こども園の利用者の認定作業や施設の利用申込の手続きが開始されることから、遅くとも今年の9月議会において条例を制定し、幼稚園や保育園等の事業者や利用者等に周知をする必要があります。

市が条例で基準を定めるにあたっては、国が定める基準を基本としますが、国の基準案には、国の基準に必ず適合しなければならない「従うべき基準」と、国の基準を十分に参照した上で判断できる「参酌すべき基準」があります。

「従うべき基準」では、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されております。また、「参酌すべき基準」では、十分参酌した上で、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることも許されることとなっています。

本市としては、国が定める基準に従い、現在、資料の4に掲げております事案1から3までの3つの条例について、制定を予定しています。

まず、1つ目の「（仮称）宇部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」についてですが、新制度においては、これまでの認可外保育施設の事業にあたります小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つの事業について、市町村による認可制度が新たに導入され、地域型保育給付の対象とされたため、これらの認可基準を条例で定めることとなります。

2つ目といたしまして、「（仮称）宇部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」ですが、これは幼稚園、保育園、認定こども園の施設、また、先程言いました小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つの地域型保育事業において、教育や保育を行った場合、施設に施設型給付費や地域型保育給付費をお支払いすることとなるため、市が確認を行い、給付を行うための運営基準を定めるものです。

また、新制度に移行しないで、従来どおり私学助成の対象のまま運営を続けられる幼稚園もいらっしゃるかと思いますが、こうした幼稚園については、この条例の対象とはなりません。

3つ目は、「（仮称）宇部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」ですが、これは、これまで、国のガイドラインを基に、本市で定めた要綱により実施してきた学童保育事業について、国が示す地域学童保育事業の設備や基準について条例で定めるものです。

いままでもガイドラインに定められていた開所時間や開所日数、子ども一人あたりの面積基準のほか、新たに基準に盛り込まれた支援員の配置や研修の義務化等についても、国の基準を参酌し、条例を定めることとなります。

具体的に、国の基準及び、それに対する本市の考え方につきましては、本日配布している資料のほうに載せております。ここからは本日配布した資料により説明させていただきます。

実際に国から示された基準では、従わなければならない基準が大半を占めているということもあり、おおむね国が方針として示している基準に従う内容となっていますが、その中で、一部、本市独自のものも考えているところです。

本日配布した資料の1枚目ですけれども、まず「（仮称）宇部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」についてですが、これに関しましては、おおむね国の基準に準ずる考えでございますが、資料1ページ目の上段のほうにあります、「各家庭的保育事業等に共通の事項」の中で、本市独自の基準として、宇部市暴力団排除条例を受けて、暴力団排除の規定を追加したいと考えております。

また資料を2枚めくっていただきますと、2つ目の条例であります「（仮称）宇部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」がございしますが、こちらにおきましても、おおむね国の基準どおりとしながら、さらに資料を4枚めくっていただくようになりますが、この2つ目の条例の最後の部分になりますが、（3）として「その他」の項目において、同じく、宇部市暴力団排除条例を受けて、暴力団排除の規定を追加したいと考えています。

最後は、資料の次のページになりますが、3つ目の条例となります「（仮称）宇部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」におきましては、国の基準を参考としながら、最初の（1）「総論関係」の中で、暴力団排除の規定を追加するとともに、（2）「設備関係」の項目がございしますが、こちらにおいて、専用区画の面積を児童1人につきおおむね1.65㎡以上とするところを、全ての施設においておおむね1.65㎡とした場合、受け入れ定員の減少により、待機児童が生じる施設が発生する可能性もあ

ることから、当分の間は経過措置を設ける予定としております。

また（３）に「職員関係」の項目がございますが、こちらのほうで放課後児童支援員の配置についてでございますが、それにつきましては、国の基準に合わせながら、本市独自の基準として、利用児童数に応じた支援員の数を定める規定を追加したいと考えております。

さらに資料の次のページになりますが、学童保育の規模につきまして、学童保育の規模 1 箇所あたり、おおむね 40 人以下とする基準につきましては、国の基準どおりとすることが望ましいものの、本市といたしましては、これまで既存施設を活用し、利用児童 1 人あたりの面積基準を 1.65 ㎡とすることで、安全な保育を確保してきており、国の基準どおりとすることで、受け入れ定員の減少により、待機児童が生じる施設が発生する可能性もあることから、同じく当分の間は経過措置を設けたいと考えています。

以上、新たに制定予定の 3 つの条例について、ご説明しましたが、これらの条例の制定にあたりましては、本市の実情に応じた基準となるよう、皆様方からご意見をいただき、市の考え方について、さらに検討していきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

なお、追加ではございますが、本市においては、今説明した条例以外にも、保育の必要性の認定に関する基準や利用者負担額について、今後、規則等を整備していく予定にしております。事務局からの説明は以上です。

#### ○会長

ありがとうございました。それでは皆様からの意見をうかがいたいと思います。特に保育園、幼稚園、認定こども園の関係の方々のご意見をうかがいたいのですが、いかがでしょうか。

#### ○委員

今、参酌基準というんですか。市独自の基準として、市暴力団排除条例という規定が出てまいりましたが、これは具体的にはどういうふうなものなのでしょうか。

#### ○事務局

宇部市暴力団排除条例が、平成 23 年に制定されました。要は暴力団排除の観点から、たとえばこの条例で言いますと、保育又は幼児教育の提供の実施者については、そういった暴力団関係者は当然排除すると。それだけの条件で事業の実施者にはしないというような内容のことを盛り込む。これにつきましては、現実問題、そういったことが本当に起こり得るのかということではありますが、宇部市として平成 23 年に暴力団に対して強い姿勢で臨んでいこうということから条例を設置したことを鑑みまして、このたび宇部市の独自規定として盛り込もうとしているところでございます。以上です。

#### ○委員

わかりました。ありがとうございます。

#### ○会長

他にございませんか。

#### ○委員

今、ざっと説明していただいた中で、一番最後の（３）の項目なんです。放課後児童健全育成事業という部分で、学童保育の事業というのが市の委託として、各民間事業者が今、運営している状態です。幼稚園さん、保育園さんとは違って、あまりきちんとした形のもの定められておらず、今、現場で働いていまして不安定な状態で、運営している団体の言いなりになった状態の働き方をしているという形が現実、現場でひしひしと感じている状態です。

保護者の方というのは、年々要求がだんだんいろんなことを言ってこられるようになって

てきて。そのあたりについて、市としてきちんとした基準を定めていただけるということで、今回この条例にすごく期待をしております。

今、ざっと条例の骨子案というのを見させていただいた中でも、やはり参酌基準という部分が一番引っかかってですね。今、当分の間という言葉が、今の説明の中でもたくさん出てきました。児童1人についての面積基準というの、現実、今、小学校の空き教室等を利用していますので、各校区によってかなりな違いがあるんですけども、人数の多い校区なんかでは、とてもではない、この面積基準を満たされていなくて、もう芋洗いのような状態で、エアコンもきかないような狭い部屋に押し込められてっていう状態で、今から迎える真夏はとても怖いんですが。そういう生活を今、日々している中で。この運営側としても、好きにしていってと言われると、当然緩いほうの基準にあてて、それを背景にして、市がこれでいいと言ってるからとか、自由にやっつけていいからっていうような言い方をされるんですね。

指導員としては、なによりもまず子どもが主人公なので、子ども達がいい環境で過ごせるようにというふうに思うと、やはりここの基準というの、かなり厳しいものにしていただいたほうが良いという意見です。1.65㎡というのも当然なんですけど、人数基準にしても、実際、40人以下と言われますが、学校の教室を思い浮かべていただいて、その中で40人、実際には40人以上いる所が、現実にはたくさんあると思います。そんな中でお昼寝一つできない。全員が転がって寝ることもできないというふうな状態が、夏休みなんか、今からきます。既存の施設を使われるという上ではやむを得ない状況もあるんですけど、もう少し学校側、教育委員会との関係で、場所・スペースをもう少し提供していただけるようにしていただくとか、もう少しこの基準を厳しいものにしていただいて、運営側がもっとこの環境を整えやすく、こうしなきゃいけませんというものをつきつけていただけるほうが良いんじゃないかなとすごく期待しております。

#### ○会長

ありがとうございました。今のことについて、何かございますか。

#### ○事務局

貴重なご意見をいただいたと思っています。確かに今、現状の既存施設を活用して、学童保育を実施してきております。利用者、登録者数と利用者数の違いはあるにせよ、現実に施設の中で1.65㎡という形が、ずっと数年来維持できないとしながらも、改善という形をしてきているという現実もあります。

まず学童保育事業をやっていく上において、一番考えるのは、まず待機児童を出さないということ、まず最優先で考えています。この中で、少し改善、より良い環境で学童保育を実施していただくということは非常に大切なことだと思っていますので、既存施設の活用を基本にしながら、できる改善については考えていきたいと思っています。ただ、今現状の基準だけを先走りをして、待機児童が出るというような形は、ちょっとまた別な面での問題も生じるかと思っていますので、今、こういう書き方をさせていただいていますけれども、またご意見をいただきながら検討を今後とも加えていきたいと考えています。

#### ○会長

ありがとうございました。教育委員会のほうからも、何かありますか？

#### ○事務局

学童の場所の件ですけど、ちょっと詳細データを持ってきていないんですけども、確か全国的にも過半数、50%以上が学校の空き教室等を活用している状況にあったと思います。

特に学校の空き教室等を利用するというの、やはり移動距離を考えて、校地内において安全に利用できるというのがあろうかと思いますが、それを前提として、学校としての健全な運営、これに支障をきたさない範囲というの、やはりあろうかと思っています。

それともう一つ、おっしゃるように理想としましては、もう少し環境改善というの、必要だと思うんですけど、いきなりたとえば27年度施行の段階で経過措置がなければ、一

気にそれが現実的な問題となり、待機児童が派生する可能性も出る可能性もあることから、この経過措置については、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

#### ○会長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。今のご意見を踏まえて、これから考えていっていただきたいなと思います。他にございませんか。

#### ○委員

子どもが来年から小学校に入るんですけれども、今の学童保育の件で、たくさん1部屋にぎゅうぎゅう詰めですらという話を聞いたんですけれども、受け入れ人数というのが、やはり1部屋あたりというか、上限がありますよね。どんどん働くお母さんが増えてきて、利用者数が増えてくると思うんですけれども、その場合、ここまでの人数というふうに切ってしまったら、やはり待機の方が増えてくるんでしょうか。順番待ちということですね。

#### ○委員

今の時点では使いたいという方は、一応全部受け入れている状態です。その代わり施設によっては凄いいどもの数です。

#### ○事務局

今、答えていただきましたけれども、今現在、宇部市においては待機児童はおりません。この普通教室等で芋の子を洗うようにという表現がありましたけれども、今現在、私どもが把握している範囲では、登録児童、または利用児童を含めてですけれども、1.65㎡をクリアしております。ただ1箇所、1.65を下回っている校区はあります。そこは昨年まではクリアしていましたが、今年4月に利用者数が増えたために、1.65を割り込んだところなんです。そういった校区についても、これまで宇部市としては、施設を整備するにあたっては、登録児童数ではどうか、利用児童数ではどうか。それが単年のことなのか、そして複数年続いているようなことなのかも全て見させていただいて、あと当然、先程から出ています余裕教室等、既存施設があるかどうか。ないのであれば、新しく作らざるを得ないかどうか。そういったものも含めて検討させていただいているところです。

今後も1.65という基準面積、これはもう国のほうも示しておりますし、本市としても、この1.65というのは、一つの基準として私どもも持っております関係から、それを維持できるように、またクリアできるような施設の整備については取り組んでいきたいと思っております。ただなかなか利用児童数の増減が、年度途中においてもあるものですから、それに対してどうしてもタイムラグが発生いたします。それについては本当に申し訳ないところではあります。適宜こちらのほうも検討、対応をまいります。

#### ○会長

ありがとうございました。ちょっと私から、学童保育の施設なんですけど、今、上宇部と黒石は新しくできました。7月から運営されるようなんですけれども。他の校区でも、そういうような学童専用施設を作る計画というのは、あるんでしょうか。

#### ○事務局

今現在、新しく整備するという計画はないです。やはり既存施設等をまず確認させていただいた上で、また計画として考えていくことはあるかもしれませんが、今現在は、そういったことはないと考えております。

#### ○会長

はい、わかりました。ということは学校の空き教室とか、ふれあいセンターの空き部屋を使うということですね。

今、上宇部、黒石というのは、たぶん児童が増えていっているんじゃないかと思うんですけれども、新しく作られた学童専用の建物の中で、児童が本当に増えていけば、またふ

れあいセンターを利用したりとか、学校を利用したりというのも考えられるということですかね。

### ○事務局

将来的に児童、子ども数がどういうふうな形になってくるかということも当然見ておかなければいけないと思いますけれども、現時点で利用者数において、黒石及び上宇部については、当分対応できるだろうというふうに思っています。

ただ、施設整備にあたっては、今後の推移も含めて見ていかないといけないと考えます。

### ○会長

ありがとうございました。他にないでしょうか。

### ○委員

3番の職員関係の放課後児童に関する支援員の数ですね。これはこの間、ちょっと支援員の方からお聞きしたんですが、増えるごとに、本市の児童数に応じた支援員数を定める規定を追加すると、市のほうでは書いてあるんですが。今の時点で、子どもが多い関係もあるかもしれませんが、子どもに対して、ちょっと問題のある子がいた場合、お母さんと話をしたいんだけど、その時間を持ってないと言われるんですよね。支援員がもう少しいれば、お母さんと話をする支援員と、そういう時間があると、子どものことに対して、お母さんにも伝えたいし、保護者からの話も聞きたい。その余裕がないって支援員の方がおっしゃるんですよね。そのへんの支援員の数は、どういうふうな形になっているんでしょうか。

### ○事務局

今現在、学童保育における児童指導員の数につきましては、学童保育の規模、いわゆる利用児童の人数に応じて決めているところです。ちなみに宇部市の場合は、利用児童が35人以下であれば1名以上。利用児童が36人から70人以下であれば2名以上、そして71人以上であれば3名以上という形で、児童指導員の配置を決めています。この児童指導員というのは、資格を持った方を言います。

先程、条例の案の説明の時にもありましたが、今、国が示している基準ですね。国が示している基準は、学童保育の一つのクラブ室に2名以上置きなさいということですので、これについては従うべき基準として示されている関係から、宇部市が先程言いました35人までの学童保育には1名以上というのは、もう当てはまらなくなりますので、これは宇部市として見直す必要が出てまいります。

そして国の基準では、2名以上とし、うち1人を除いて補助員でもいいとなっています。要は複数職員がいても、資格を持っている人間は1人でいいというのが国の基準です。

宇部市としては今まで、利用の児童数の規模に応じて資格を持っている人間を複数人配置するというような形で、取り組んでおりますので、これについては、先程、市の考え方にもありましたように、支援員、要は資格を持っている人間の配置については、宇部市の独自の基準として盛り込むべきではなかろうかと考えているところです。

委員が言われたように、学童保育の活動の中で、屋外で遊ぶ子がいたり屋内で遊ぶ子がいたり、またその子ども達を見ている横で、お母さんに報告すること、またお母さんから相談を受けること、いろいろな活動があろうかと思っておりますので、規模に応じてですけれども、資格を持った人間の複数配置というのは、これまでも取り組んでおりますので、引き続き、その観点は維持していきたいと思っております。以上です。

### ○会長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。他にございませんか。

### ○委員

夏は子どもが多くて。私もよく親御さん達から、夏休みの学童保育というのは非常に環境が悪いというふうにお伺いします。新しくできた施設ですといいんですが、空き教室な

んかを使っていらっしゃる場所では、空調なんかはどうなんですか。特に夏の熱中症を含めて、射熱環境への対応というのを伺いできたらと思っています。

#### ○事務局

学童保育室の整備にあたっては、これは新設であろうが、既存施設の改修であろうが、子ども達が日常的に生活するところですので、床のたとえばじゅうたんを敷く、畳を敷く、そういった貼り替え、または敷設等はさせていただきます。それと合わせて今、委員が言われたようにエアコン、冷暖房の関係ですけれども、これにつきましては、標準的に設置をするような改修をしております。

#### ○会長

ありがとうございました。他にございませんか。時間がだいぶ経過しましたので、次に移らせていただきます。それでは4番のその他、事務局のほうからございますか。

#### ○事務局

教育委員会です。私立幼稚園の意向調査ですね。新制度の移行調査にかかる説明会というのを、明日6月27日、金曜日4時から宇部市勤労青少年会館3階、科学講座室で行う予定です。6月23日付でご案内をさせていただきます。現在出欠を取りましたところ、17人中16名の園長先生方に来ていただくという形になっております。

その時に2種類の調査がございまして、宇部市独自の意向調査並びに国から要請されております意向調査を配布させていただきますので、それについてご説明をさせていただきますと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○会長

他にございませんか。

#### ○委員

この会議とはちょっと別の会になるのですが、宇部市では保育園と幼稚園の設置審議会というのがございます。その設置審議会の中で定員を上げるとか、それから新設の園ができる時には、どういうふうにしようかという審議をする場なのですが、この場に認定こども園さんが入られるということになるのかなというふうには思うのですが、そのへんについて、この協議会を開くということで、機会の場を作っただけののかなということと、市についても参加していただかないといけないということを思いますので、どうなのかなと。

と申しますのが、今、宇部市では認定こども園に変わられた園がありますが、そこが認定こども園に変わる時は、この審議会がなかった。いつの間にかそういうふうになっていたという事実がありますけれども。

#### ○委員

幼稚園型の認定こども園ですから、無認可なので審議会にかからないんじゃないかなと思います。先程教育委員会のほうからもお話がありましたけれども、明日、幼稚園関係、教育委員会のほうに皆集まって、意向調査のまず第1段階の話し合いをするということになっております。

今現在の移行の動向なんですけど、1園はもう前に認定こども園の認可をもらいまして、今現在、認定こども園として運営しております。それ以外の幼稚園については、これから27年度に向けてどうするかというのを決定していかなければいけないんですけど。実際に幼保連携型の認定こども園、本来の認定こども園への移行というのは、そんなに出ないんじゃないかな。その申請を出すところがあるんだろうか、というぐらいの感じです。

一応、県の協会のほうも、どちらかという幼稚園型の認定こども園でいったらどうだろうというような話もけっこう多いものですから。たぶんこれからの移行の中で出てくるのは、幼稚園型の認定こども園ということは、保育所としては無認可保育所になります。

幼保連携型の認定こども園であれば、これは正規の認可保育所と幼稚園を兼ねた施設というふうになりますので、このところはちょっと微妙に違います。

保育園のほうは、保育園型の認定こども園というのを選ばれたら、これも要するに今現在では無認可の状態での幼稚園型認定こども園という形になるわけですがけれども。実際に認定こども園の場合は、そういう3種類ありますので。これは幼保連携型の認定こども園が出ない限りは、設置審議会のほうは開かれないのかなというふうに、私はとらえていますけれども。市のほうでは、どうなんでしょうか。

## ○事務局

設置審議会の話がでましたが、これまでも新しく保育園ができる、または大きく定員が増減があるといった時に、市内の有識者の方に委員になっていただいて、その定員の変更または園を新設する際のエリアであったり、規模であったりというところをご審議いただいた場が設置審議会です。設置審議会は宇部市独自の制度でして、他の市町全てに設置審議会があって園の新設や定員などを決めているものではありません。宇部市独自の制度で、幼稚園、保育園が、共に安定的な運営をしていく上で、設置審議会というものを設置したという経緯があります。

このたびの新制度に移行する件について、既存の幼稚園、保育園が認定こども園に変わることについては十分な配慮をなささいという国からの通知がありますが、定員についてまでを認めるものではないというのは、県のほうからも意見をいただいています。ただこれにつきましては行政だけで決められるものではなく、今後、設置審議会という場になるかどうかは分かりませんが、幼稚園、また保育園の団体とも話をさせていただければと考えております。以上です。

## ○会長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは時間がかなり進んでおりますので、ここで副会長から、よろしく申し上げます。

## ○副会長

この子ども・子育て支援事業計画というのは、ご説明がありましたように、基本的には量の確保というのがメインではあるんですけども、やはりどうしても気になるのは、質をどうするかということがあって。今までの、こういう行政の計画というのは、質を評価する物差しがあまりなかったところが実際あったと思います。

今回新しく作る事業計画は、一番右側の紙で言いますと、一番右側が行動計画、主な施策というのが出てくるわけなんですけれども。せめてここの中では質に言及するようなことがあるといいなと思っております。そのことについて、何か我々が貢献できれば、より良い計画につながっていくというふうに思っているところです。

現行の後期の行動計画というのは、実は私、保育学科で授業で使っております。ちゃんと見ておりますので、見ている人間はちゃんと見ているということ、ぜひ今日はお伝えしたかったわけで。

たとえば一つだけ、時間がないので申しませんが、64ページのところに、「あなたにとって宇部市は子育てしやすいまちですか」という設問がございます。圧倒的多数の人は、「どちらとも言えない」という回答をしているんです。それを見て学生は、ちょっとびっくりしています。これはどういうことなんだろうと。自分達、私どもの短大の学生というのは、大半が宇部で就職しますので、自分も子育て支援を担うわけなんですけれども、どちらとも言えないのか、保護者の人達は、そう思っているのかということ、ちょっとびっくりするわけですね。

ここを少しでもいいほうに変えられるような計画に、我々協議していかなければなりません。以上です。

## ○会長

ありがとうございます。まとめていただきました。それでは他にないようでしたら、

事務局のほうにお返しいたします。

#### ○事務局

今日は非常に長い時間をご審議いただきまして、大変ありがとうございました。

1点だけ。宇部市として7月1日に子育て支援制度に関する相談窓口をこども福祉課に開設しました。これは現在の幼稚園、保育園、そしてそれぞれの施設に通っておられる保護者の方々を含めて相談窓口を一元化するという形で、こども福祉課に設けることとしたものです。また、先程、教育委員会のほうからアンケートがありましたけれども、保育園にも意向関係のアンケートを来週早々から、またお願いをさせていただきます。その時には、また宇部市独自の部分を含めてお願いをさせていただこうと思っています。

最後になりましたが、本当に今日は長い時間、ありがとうございました。